

第4章 分野別まちづくり方針

1 土地利用に関する方針

1.1 土地利用の基本方針

本市の土地利用の方針は、将来都市構造のゾーン区分(土地利用構成)と都市拠点の方針に基づき、各土地利用ゾーンの魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように設定します。

特に、「市街地ゾーン」については、本市の中心地の形成と将来的な土地利用の展開を考慮した効率的な市街地を形成するために、宅地利用の段階構成を設定するなど、それぞれの地域特性に応じた土地利用方針を設定します。

なお、これらの土地利用を適切に規制・誘導するために、都市計画区域の再編及び用途地域の見直しなどを行います。

1.2 都市計画による土地利用形成の誘導方針

(1) 都市計画区域の再編

都市計画区域は、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形を踏まえ、一体の都市として土地利用の規制・誘導や都市施設の整備、市街地開発事業などを行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域です。そこで、都市計画区域外となっている三ツ川地区、横島地区、天水地区においては、今後、地域の実情などに配慮しながら、一体の都市づくりを目指し、都市計画区域のあり方について、適宜、検討を行います。



図 本市の都市計画区域指定状況

※ 赤枠が都市計画区域。三ツ川地区、横島地区、天水地区は都市計画区域外。

(2) 用途地域の指定見直し

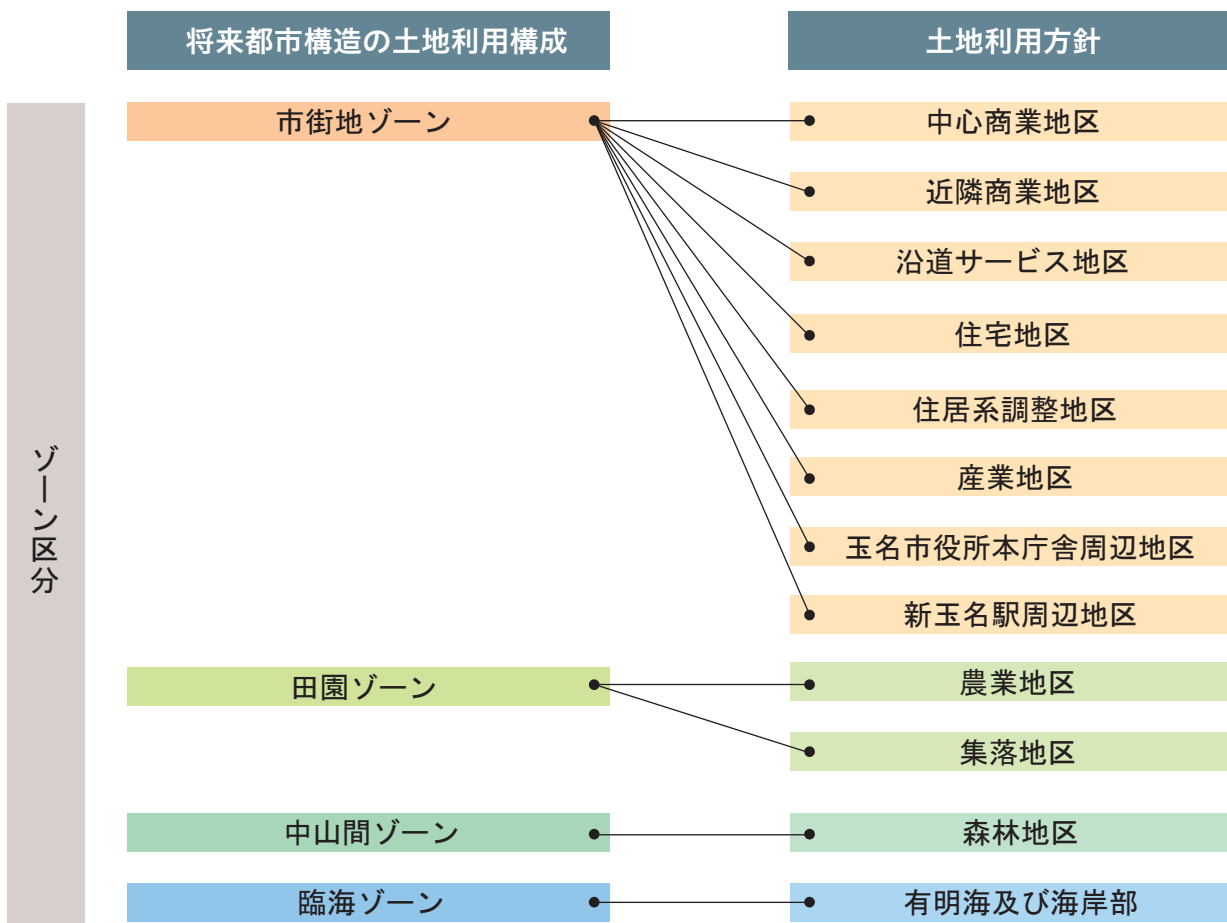
将来都市構造図で示した玉名市役所本庁舎周辺、既存の商店街、旧玉名市役所周辺、新玉名駅などが立地する「中心拠点」及び「交通拠点」においては、県北地域の発展を主導するエリアとして、広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の充実を図るため、計画的な都市空間形成を推進します。

用途地域内(約 854.0ha)の 24.6%を占める自然的土地利用については、本市の居住エリアとしての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設(都市計画道路、上下水道など)整備を推進します。また、用途地域内において用途混在の市街化が進行しているエリアについては、適正な用途地域への変更について検討します。

そのほか、社会情勢や都市構造の変化などを踏まえて、土地利用の適正化を図るため、適宜、用途地域の指定見直しの検討を行います。

1.3 ゾーン区分(土地利用構成)に基づいた土地利用方針の設定

土地利用方針については、下記のとおり、将来都市構造のゾーン区分(土地利用構成)に基づき、それぞれの地区ごとに設定します。



1. 4 土地利用の具体的方針

(1) 主に「市街地ゾーン」を構成する土地利用方針

〔中心商業地区〕

- 旧玉名市役所周辺においては、便利で賑わいのある市街地の形成に努めます。
- 玉名駅周辺においては、交通結節点としての機能向上を図ります。
- 公共施設跡地などの大規模空閑地や市街地に点在する遊休地、空き家・空き地などの未利用地においては、土地の有効活用を図ります。

〔近隣商業地区〕

- 玉名駅から西部商店街を經由し国道 208 号を結ぶ県道玉名停車場立願寺線沿道については、新玉名駅周辺等整備や公立玉名中央病院跡地活用等と連携し、利便性が高く、魅力ある商業地の形成と、良好な街並み景観の形成を目指します。

〔沿道サービス地区〕

- 県道寺田岱明線沿道においては、都市機能誘導区域内にロードサイド型の商業施設(量販店・飲食店など)の秩序ある立地を誘導し、賑わいのある拠点形成を図ります。

〔住宅地区〕

- 中心商業地区、近隣商業地区、沿道サービス地区以外の既成市街地は、住居系土地利用を主とし、中でも、中心商業地区に隣接した地区や幹線道路沿道の地区については、位置的な利便性を活かし、中密度住宅地を誘導・配置し、比較的密度の高い市街地形態を維持します。
- 上記以外の地区については、低密度住宅地を配置し、良好な居住環境の維持・誘導を図ります。
- 中心商業地区、近隣商業地区においても、商業・業務などの高次都市機能に居住機能を加えた複合的な土地利用を誘導し、定住の促進及び多様な世代によるコミュニティ形成の促進により地域の活性化を図ります。
- 住宅地区内において、自然的土地利用が残存するエリアについては、本市の住宅地区としての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設(都市計画道路、上下水道など)整備を推進します。
- 関係機関と連携し、地震や災害に強い住宅や、環境性能の高い住宅整備に向けた支援策を検討し、移住・定住促進に繋がります。
- 遊休地、空き家・空き地などの未利用地においては、土地の有効活用を図り、暮らしやすい都市づくりを推進します。

〔住居系調整地区〕

○国道208号沿道の住宅地区に隣接する用途地域を指定していない地区は、無秩序な宅地化を抑制し、周辺の住宅地区との調和を図りながら、適正な誘導施策について検討を行います。

〔産業地区〕

○県道寺田岱明線沿道において、既に工場が立地している地区については、隣接する農業地区との共存に留意しつつ、本市における産業立地を促進する場所として、さらには、雇用の維持・創出を図る地区として、引き続き、周辺環境と調和した工業系の操業環境の維持に努めます。本地区内に遊休地が生じているところがあるため、更なる企業立地の促進を図ります。

〔玉名市役所本庁舎周辺地区〕

○玉名市役所本庁舎周辺地区については、歴史博物館ころろピア、玉名市民会館などが集積していることから、文化活動の拠点としての機能維持と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化を引き続き図ります。

〔新玉名駅周辺地区〕

○新玉名駅周辺地区については、新玉名駅周辺等整備基本計画に基づき、『田園風景にたたくむ県北玉名のゲートタウン』の実現を目指し、周辺の土地利用との調和を図るとともに、適正な機能の誘導に努めます。

（2）主に「田園ゾーン」を構成する土地利用方針

〔農業地区〕

- 市街地外縁部の菊池川河口付近に広がる干拓により形成された田園地帯は、稲作や施設園芸が盛んで重要な農業生産基盤であるほか、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも寄与しています。農業地区として、引き続き保全に努めます。
- 耕作放棄地[※]については、担い手確保や経営環境の改善・充実と併せ、自然景観と調和した農地景観の形成と農地としての利用を促進します。
- 農業地区は基本的に農用地区域[※]に指定されているため、農地と宅地の混在を抑制し、計画的な農地の保全に努めます。

〔集落地区〕

○都市計画区域内の用途地域を指定していない既存集落などについては、環境の維持・保全に努めるため、地区計画制度の適用、特定用途制限地域[※]の指定、建築形態規制制度[※]の活用などを検討します。

○その他農業地区内に形成される集落地については、各集落の歴史や文化、現在の集落形態などの地域特性に配慮しつつ、農地の保全との調和を図りながら、引き続き、住環境の維持・向上に努めます。

○集落地区は、交通アクセスが弱い地区でもあるため、引き続き、利用者のニーズに応じて、中心地へのアクセス利便性の向上に向けた取組を進めることにより、一体的な生活圏の形成に努めます。

（３）主に「中山間ゾーン」を構成する土地利用方針

〔森林地区〕

○本市北部の小岱山に連なる丘陵地は、良好な自然環境であり、市街地の背景（借景）となる景観要素でもあります。今後も、引き続き、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。

○有明海を望む天水地区の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地であることから、今後も、生産活動の維持や丘陵地の環境保全に努めます。

○森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多面的機能を有しており、生活とも深く関わっていることから、その保全に努めます。

○土砂災害警戒区域若しくは急傾斜地崩壊危険区域※が部分的に指定されていることから、今後も引き続き、原因対策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。

（４）主に「臨海ゾーン」を構成する土地利用方針

〔有明海及び海岸部〕

○安全で安心な水産物の提供ができる漁業環境の再生に向けて、河川環境や生活排水対策、水循環を考慮した総合的な水産資源の保全に努めます。

○鍋松原海岸では、今後も、地域団体と連携し、有明海の景観を活かしたレクリエーションや観光漁業などの振興に繋がります。



写真 有明海での海岸清掃の様子



図 土地利用方針図

2 拠点形成に関する方針

2.1 拠点形成の基本方針

都市を取り巻く社会経済情勢が変化し、市街地整備・開発の重点が住環境改善や商業活性化といった再生・拡充型にシフトしている状況を踏まえ、既成市街地を活かした拠点集約・機能連携による集約型都市構造の構築を基本とした拠点形成を推進します。

また、各拠点の機能的役割や地域の歴史・文化の継承に配慮し、地域の資源や特徴を活かした整備に努めます。

2.2 拠点形成の具体的方針

(1) 中心拠点

中心拠点として位置付ける「旧玉名市役所周辺」、「玉名市役所本庁舎周辺」、「既存の商店街」においては、本市の主要な機能・施設が集積している場所として、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの機能集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成(再生)を図ります。

(2) 地域拠点

地域拠点として位置付ける「岱明支所周辺」、「横島支所周辺」、「天水支所周辺」においては、市民生活を支える機能や施設が集積している場所であり、それら機能・施設の維持・向上を図ります。

(3) 交通拠点

交通拠点として位置付ける「新玉名駅周辺」及び「玉名駅周辺」においては、市内外の交通結節機能[※]の中心として、さらには、本市の玄関口として、各種機能・施設の維持・向上を図ります。

(4) 観光拠点

観光拠点として位置付ける「玉名温泉」や夏目漱石ゆかりの「小天温泉」などにおいては、風情ある街並みづくりの醸成に努めつつ、交通の利便性や安全性の向上を図り、魅力的な都市観光空間の形成を図ります。

(5) 交流拠点

交流拠点として位置付ける「蛇ヶ谷公園」や「桃田運動公園」、「鍋松原海岸」などにおいては、人や自然との交流の場として、また様々な情報交流の場として、更なる交流機能の維持・向上を図ります。

3 都市施設等整備に関する方針

3.1 都市施設等整備の基本方針

都市施設等は、道路・交通のほか、公園・緑地、河川、上下水道などで構成され、市民の生活はもとより、多様な活動を支える重要な役割を果たしています。

都市軸として機能を有する道路の整備に当たっては、道路の役割を明確にして、機能性の高い交通網の形成を推進します。また、老朽化した道路については、計画的な改修、定期的な点検や予防的な修繕に努め、安全性・信頼性を確保します。

道路と連携する交通に関しては、公共交通空白地域の解消や乗り継ぎ利便性の向上等、住民のニーズに柔軟に対応した地域密着型の公共交通の維持・効果的な展開を進めます。

市民生活に安らぎや潤いをもたらす公園・緑地の整備に当たっては、現在の緑地水準を維持し、適切な公園管理を実施するとともに、地域住民が参画して公園の再整備を進め、市民の協力による地域に密着した公園を目指した取組に努めます。

河川の整備に当たっては、河川管理者と地域住民との協働により、親水空間やレクリエーション空間の創出に向けた取組を進めるとともに、浸水被害の軽減に向けて、県や市が一体となった河川改修等、各種取組を進めます。また、市民の水質浄化意識の向上、美しい自然景観の保全・創出に努めます。

上下水道の整備に当たっては、安全かつ快適な生活環境の実現に向けて、良質な水の安定供給に努めます。また、生活環境や公衆衛生の向上、浸水の防除及び川や海などの公共用水域の水質保全に努めます。



写真 地域の花づくり活動



写真 生活道路の改良工事



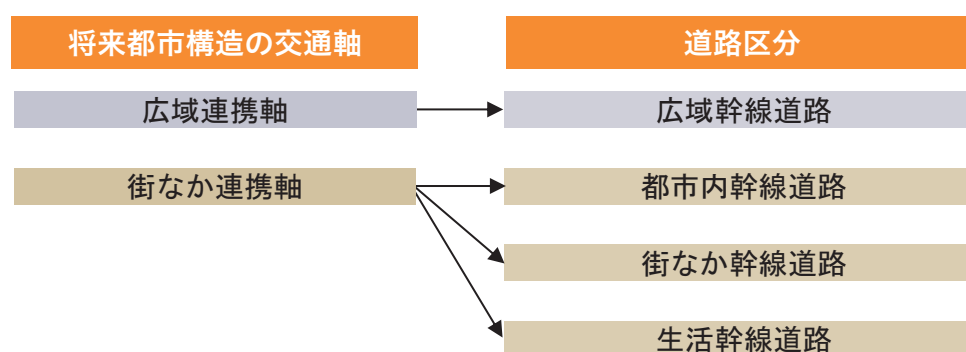
写真 油漏れ防止ネット

3. 2 道路・交通に関する整備方針

(1) 道路

道路の整備に当たっては、「広域連携軸」(広域幹線道路)、「街なか連携軸」(都市内幹線道路、街なか幹線道路、生活幹線道路)など、それぞれの道路の役割を明確にして、利便性の高い交通網の形成を推進します。

老朽化した道路については、計画的な改修を進めるとともに、道路橋や小規模付属物等については長寿命化計画に基づき、定期的な点検や予防的な修繕に努め、安全性・信頼性を確保します。また、街路樹については、都市緑化と財政の健全化の両立を図りながら、適正な維持管理に努めます。



〔広域的な交流・連携に向けた道路整備—広域幹線道路—〕

- 玉名市と周辺市町を連絡する広域ネットワーク道路として、国道208号(玉東町-玉名市-荒尾市)、国道501号(熊本市-玉名市-長洲町)、県道玉名立花線～玉名山鹿線(玉名-山鹿)、県道熊本玉名線(玉名市-熊本市)を広域幹線道路として位置付けます。市域や行政圏といった都市圏を越えた広域的圏域における機能連携等に向け、引き続き、各道路管理者と連携し、維持管理や整備を進めていきます。
- 新たな「広域連携軸」である有明海沿岸道路及び有明海沿岸連絡道路により佐賀県・長崎県との県域を越えた連携や熊本県内の交通ネットワークが強化されます。有明海沿岸道路(熊本県側)である熊本市～大牟田市間の早期完成に向け、国直轄による全線整備と、長洲町～荒尾市間の早期着工を要望し、これに向けた連携を深めます。

〔地域間の交流・連携に向けた道路整備—都市内幹線道路—〕

- 広域幹線道路や主要な拠点、交通結節点を結ぶ道路として都市内幹線道路を整備し、都市機能の拡充を進めます。
- 有明海沿岸道路の整備に合わせて、有明海沿岸道路から玉名市中心拠点への円滑な車での移動を視野に入れた交通網を整備します。

- 県道寺田岱明線から玉名駅を跨ぎ、市道中小野尻線・農免農道北牟田尾田線を通り、県道熊本玉名線と接続する都市内幹線道路を新たに整備し、県道寺田岱明線高瀬大橋付近で発生する慢性的な交通渋滞の緩和、横島・天水地区から玉名市中心拠点までの移動時間の短縮、玉名駅下町線の交通量の減少を図ります。また、既設の県道玉名停車場立願寺線と合わせて、県道熊本玉名線から国道208号までの縦断ルートを確立します。
- 国道208号と国道501号を連絡する道路網の整備を検討し、都市計画道路築地中線・玉名駅平嶋線・前田東線の整備を進めます。
- 市内の観光資源のネットワーク化や人・モノの交流を促進するため、広域幹線道路を補完する路線の整備を促進します。

〔都市拠点形成に向けた道路整備―街なか幹線道路―〕

- 街なか幹線道路については、都市の将来像を見据え、時代のニーズに沿った道路計画を推進し、規模、区域の見直し、廃止の検討を行います。
- 高齢化の進行や脱炭素化社会の構築を視野に入れ、「歩きたくなるまち玉名」をコンセプトに安全安心に歩ける道づくりを進めます。
- 将来的な人口減を想定し、安全な歩行空間を確保するとともに、道路規格の小規模化を推進します。
- ユニバーサルデザインの推進のため、段差・起伏の解消や、安全な歩行空間の確保、ベンチ整備等を推進します。

〔人にやさしい生活道路網の整備―生活幹線道路など―〕

- 通学路など市民生活に最も密着し市域内の交通ネットワークを担う生活道路網は、公共交通や自転車等を利用しやすい環境を整備するために、舗装、新設・改良、側溝改良などの計画的な整備を図ります。
- 玉名温泉街や高瀬商店街では、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、高齢者・障がい者など全ての歩行者が安全に移動できる歩行者空間の確保に努めます。
- 歩けるまち・自転車で過ごせるまちの推進に向けて、歩行者・自転車ネットワークを確立する等、アクセシビリティ・利便性の向上を図ります。

（2）交通

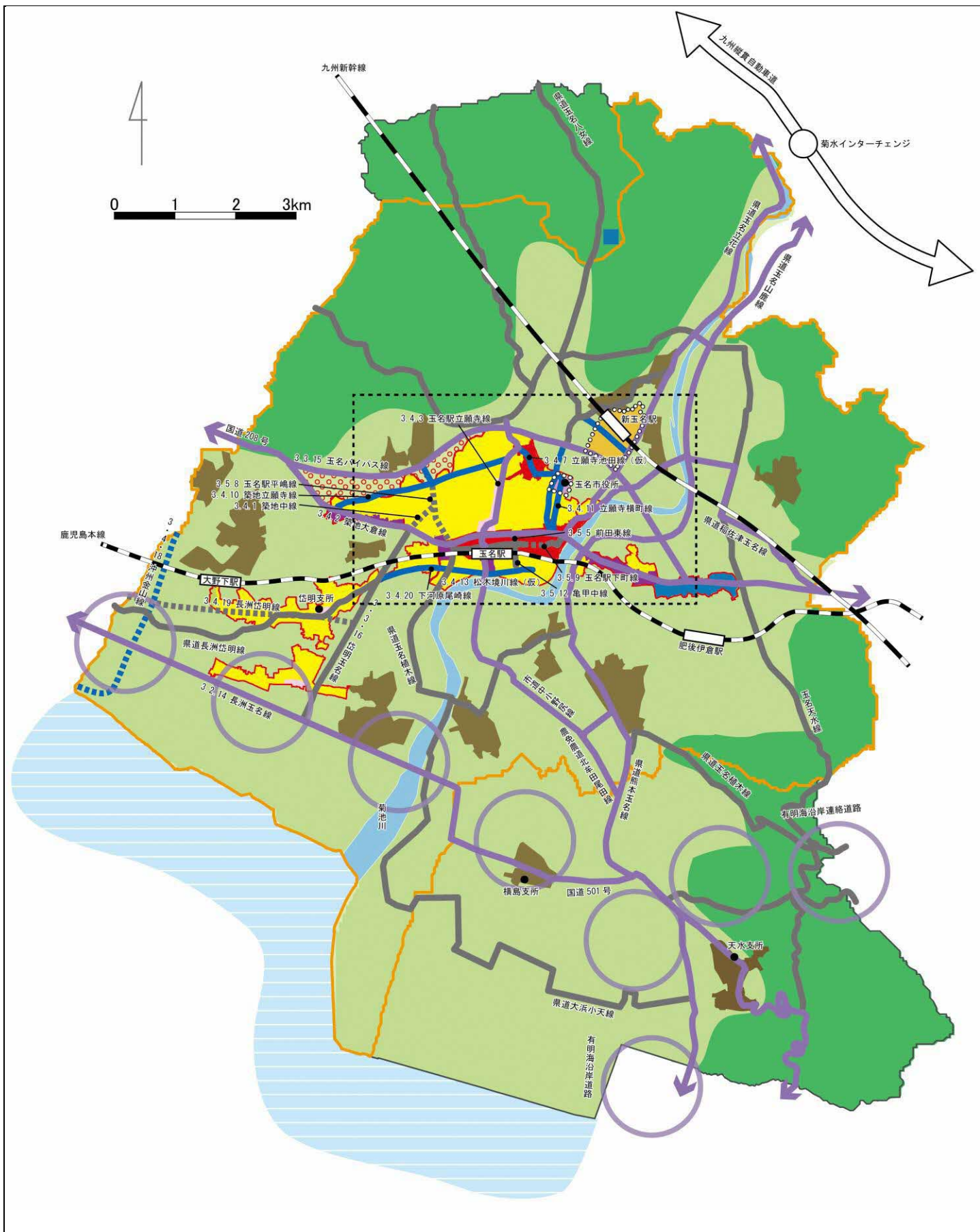
〔利便性の高い生活の足の確保―各種公共交通（バス、鉄道、乗合タクシーなど）―〕

- 地域公共交通の柱となる路線バスについては、市の中心部と周辺市町を結ぶ広域基幹バス路線への需要の集約、既存路線の再編・充実、定時性の維持などによって利用促進を図るとともに、JRや他の交通機関との乗り継ぎ利便性の向上に努めます。
- 郊外の集落などを結ぶ路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域においては、引き続き、高齢化が進む地域性や住民のニーズに柔軟に対応した地域密着型の公共交通の維持・効果的な展開を進めます。



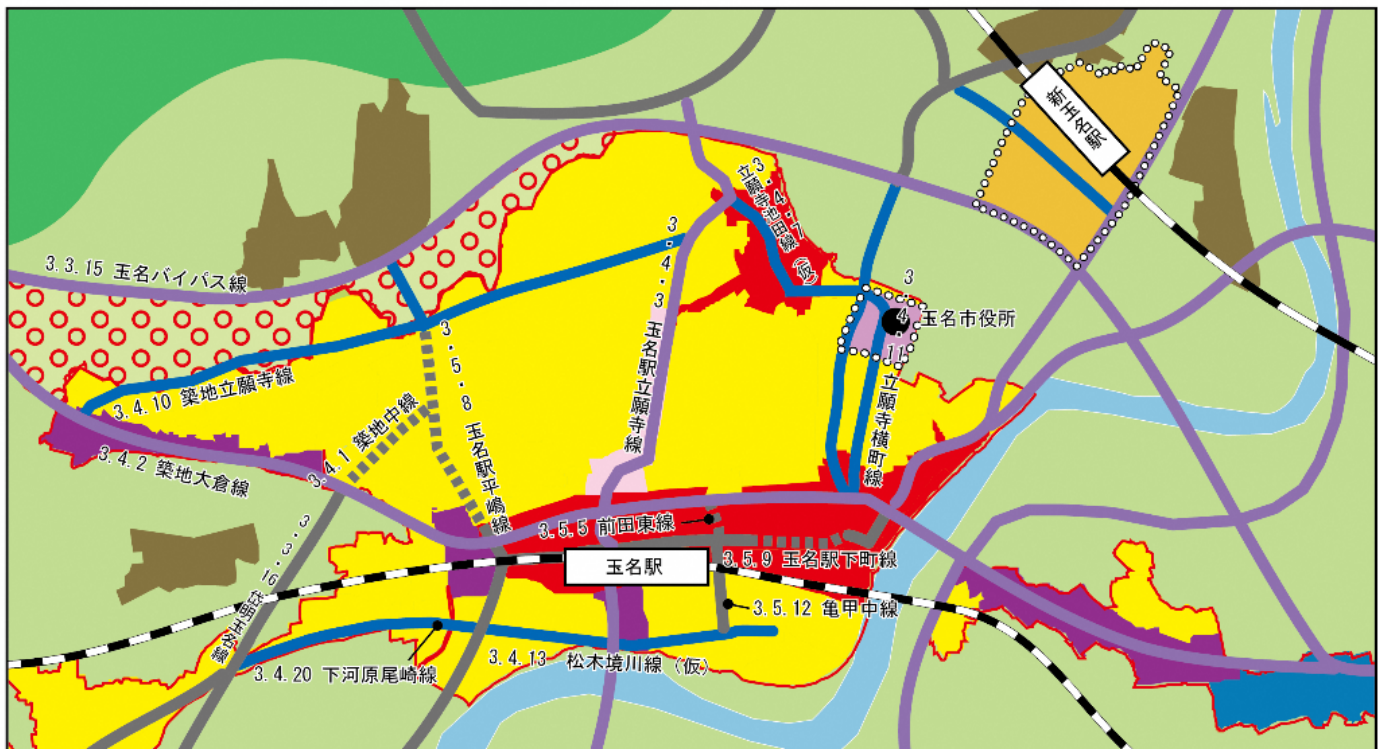
写真 予約制乗合タクシー

図 道路・交通施設配置構想図



- | | |
|--|---|
| <p>〈市街地ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心商業地区 近隣商業地区 沿道サービス地区 住宅地区 住居系調整地区 産業地区 新玉名駅周辺地区 玉名市役所本庁舎周辺地区 | <p>〈田園ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業地区 集落地区 <p>〈中山間ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林地区 <p>〈臨海ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 有明海及び海岸部 |
|--|---|

- | | |
|--|---|
| ○ 広域幹線道路(未整備) | 鹿児島本線 |
| 広域幹線道路 | 九州新幹線 |
| 都市内幹線道路(整備済) | 九州縦貫自動車道 |
| 都市内幹線道路(未整備) | ○ 行政区域 |
| 街なか幹線道路(整備済) | ○ 都市計画区域 |
| 街なか幹線道路(未整備) | ○ 用途地域界 |



3.3 公園・緑地に関する整備方針

公園・緑地は、市民生活に安らぎや潤いをもたらす都市環境の向上に資する大切な施設であることから、今後も現在の緑地水準を維持し、適切な公園管理を実施します。また、花と緑があふれるまちづくりを目指すため、小・中学校や各種団体による活動を支援・推進するとともに、これを継承していく人材の育成を支援します。

さらに、地域の身近な公園・緑地や広場などについては、それぞれの地域のニーズにあった利用を促進するため、地域住民が参画して公園の再整備を進めるとともに、市民ボランティアや地域活動による定期的な清掃活動など、市民の協力による地域に密着した公園を目指した維持管理活動を促進します。

その他、以下の整備方針に基づき、対応を進めます。

- 密集市街地においては、災害による被害の拡大を抑制し、地域の避難場所となるオープンスペース※の配置に向けて、関係者や地域住民との協議のもと、適正配置に努めます。
- 「玉名市地域防災計画」で、指定緊急避難場所として位置付けている都市公園などについては、防災機能や避難所機能など災害時の活動拠点として必要な災害応急対策施設の整備を図ります。
- 「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園利用者の安全を確保するとともに、利用促進を図るため、老朽化した公園施設は再整備を図ります。高齢化が進む中、公園を活用した健康推進施設の充実を図り、長寿社会に対応した公園づくりを目指します。
- 農地については、市街地近郊の緑地空間と位置付け、営農環境の向上に併せて、農地の保全・活用を図ります。
- 山間部の集落地などについては、開発の際に、地域コミュニティ活動の場の確保及び防災への対応（避難施設と連携した公園・広場などの確保）を考慮して、適宜、広場などを整備するよう促していきます。その際、森林との一体的活用等を考慮して配置します。
- 市街地内の社寺林や河川緑地などを活用して、市街地内に豊かな緑地空間を確保していきます。特に河川緑地については、現在、一部において、地域住民等との協働での美化活動及び利活用が行われており、今後もこのような形で一層の魅力化を目指します。



写真 学校・家庭・地域で取り組む花壇づくり

3. 4 河川・上下水道に関する整備方針

(1) 河川

菊池川やその他の県が管理する主要な河川では、流域に応じた計画規模を目標として整備を推進します。その他、以下の整備方針に基づき、対応を進めます。

- 「菊池川水系流域治水プロジェクト」に基づき、浸水被害の軽減を図るため、水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫を進めます。
- 市内を流れる河川は、市民にとっての貴重な自然空間でもあることから、生態系に配慮し、美しい自然景観の保全・創出を目的とした「多自然型の川づくり」を進めていきます。
- 本市が加盟する「菊池川流域同盟」において制定した、全国で初めてとなる流域市町村で統一した条例「河川を美しくする条例」に基づき、美しく親しみの持てる自然環境の保全に努め、市民の水質浄化意識の向上に努めていきます。
- 市民へ生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川的环境保全を推進します。

(2) 上下水道

市街地・集落における安全かつ快適な生活環境の実現に向けて、安全で良質な水を安定して供給するために、水源の確保と有効利用に努めるとともに、供給施設の計画的な整備と効率化を推進します。また、生活環境や公衆衛生向上、浸水の防除及び川や海などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に適した処理施設の計画的な整備を推進します。

〔上水道〕

- 市民に対し安全で良質の水を安定的に供給するため、老朽化した施設や配水管の更新を計画的に推進するとともに、運転管理や維持管理体制の効率化を目指します。

〔下水道〕

- 本市の下水道事業は、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」及び「浄化槽整備事業」により進めていますが、衛生的な住環境保全の観点に加え、河川や海の水質保全のためにも下水道事業の推進を図ります。
- 「公共下水道整備計画」に掲げる目標達成を図るため、計画区域内の整備を実施し、早期完了を目指します。
- 下水道管渠整備については、最適な手法により実施します。
- 新玉名駅周辺の公共下水道整備については、周辺の道路整備等に伴い、下水道整備を行います。
- 個人設置型浄化槽の設置に対する補助金の交付や、公共浄化槽の整備を推進します。
- 横島地区、天水地区の「農業集落排水事業」は、経年劣化による機能低下が懸念される汚水処理場などの改修を実施し、機能の維持・強化を図ります。

4 自然環境保全に関する方針

4.1 自然環境保全の基本方針

本市では、山・川・海などの自然から様々な恩恵を受けていますが、近年、不法投棄などの廃棄物による環境汚染が自然界の浄化作用や生態系に大きな影響を及ぼしています。

そこで、かけがえのない豊かな自然を市民の財産として後世に残していくため、治山・治水事業を進め、河川・海域の水質浄化を図るとともに、「菊池川流域同盟」と連携して、美しく親しみの持てる自然環境の保全に努めます。

また、近年、世界的に頻発する異常気象は、地球温暖化が原因といわれています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減のため、今後も、家庭、地域、学校、企業、行政などで互いに連携してその対策に取り組むことが求められています。

そこで、市民一人ひとりの意識と活動によって環境にやさしいまちづくりを市民全体の取組として発展できるように、子どもへの環境教育、市民や企業などに向けた環境問題の啓発を推進するとともに、地球温暖化防止や土壌、大気、水質などの汚染汚濁に対する監視体制の強化など環境保全意識の向上に努めます。

4.2 自然環境保全の具体的方針

(1) 山間部・丘陵地の保全・活用

- 本市の森林は、放置林が多く基幹的な林業が少ない状況にあり、山砂採取などの林地開発が見受けられます。そこで、景観保全、地下水かん養などの面から開発との調和を図りながら自然環境の保全に努めます。
- 小岱山に連なる丘陵地や金峰山系の山々は、貯水機能や生態系の維持などの公益的役割を担っています。引き続き、これらの公益的機能の維持・向上を図ります。
- 関係機関と連携して山間部などにおける廃棄物の不法投棄の監視を徹底するなど、本市の豊かな自然環境の保護に努めます。
- 生活形態・産業構造の変化、人口減少・超高齢社会の到来に伴い維持が困難となっている里山の環境保全に向け、一般市民や企業などが参加する維持・管理の取組を検討します。

(2) 河川の保全・活用

- 市民の水質浄化意識の向上を図るため、「菊池川流域同盟」の諸活動(水質調査、清掃事業、廃油石けんの普及・啓発、子どもへの環境学習を取り入れたイベントなど)を、引き続き、積極的に実施します。
- 市民への生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川の環境保全を推進します。
- 治水事業における河川改修に当たっては、自然保護、環境保護のための十分な配慮のもとに実施していきます。

(3) 市民の環境保全意識の向上に向けた施策

- 地球温暖化防止のため、平成 31 年度から第2次玉名市環境基本計画に基づき、各種取組の実施や市民から評価をいただく運用を行い、市民への啓発へ繋げています。引き続き、このような形で、市民一人ひとりが地球温暖化防止の意識を深めるための啓発に努めます。
- 市民一人ひとりの環境保全意識の向上が快適な生活環境の確保につながることから、地域や学校への環境学習の出前講座を実施するとともに、家庭などにおけるグリーン購入^{*}やリサイクル活動の推進を通じて環境保全意識の向上に努めます。
- 子どもたちが、早い機会から環境保全について関心を持ち、日常生活の中でエコライフ活動の大切さを体験し理解できるように、保育所や幼稚園、小・中学校での環境学習やリサイクル活動、環境美化活動を推進します。
- 持続可能な都市づくりのため、令和3年、本市と専修大学玉名高等学校(※令和5年4月より「専修大学熊本玉名高等学校」へ名称変更)との間で、SDGs(持続可能な開発目標)の目標達成に向けた人材育成推進に関するパートナーシップ協定を締結しています。このような形で、地域との連携のもと、SDGs 達成に向けた取組を、引き続き、推進・拡大していきます。
- 様々な公害に対する情報把握に努めるとともに、市民の不安を解消し、苦情などの処理には迅速に対応します。
- 「菊池川流域同盟」による環境保全活動を、インターネットなどのメディアで、全国へ情報発信します。



写真 高校生と地元住民との清掃活動の様子

5 景観形成に関する方針

5.1 景観形成の基本方針

本市には菊池川の恩恵を受け発展してきた農業や、菊池川の水運を活かして栄えた商業、良質な温泉、広大な干拓地、山の資源や丘陵地を活かしたみかん畑や石垣、古墳文化など、自然の恵みや歴史に裏付けられた特徴的な景観がたくさんあります。

こうした景観は、訪れる度に良さを実感していく、『味わい深い』魅力があり、本市の特徴、玉名らしさとなっています。

菊池川が育んだ本市の特徴的で玉名らしい景観の価値を高め、未来へつなぐため、市民が景観について興味や関心、問題意識を持って景観を『育て』、自信を持って、玉名の景観を『かたる』ことがとても大切です。

このことから、行政と市民が協働して、魅力的な景観を後世に引き継いでいくために景観形成、景観保全を推進します。

5.2 景観形成の具体的方針

(1) 『関わる』『感じる』景観まちづくり

○景観イベントの実施や大学との連携、眺望点の整理等を通じて、景観に関心・意欲のある市民、団体の景観まちづくり活動への参加を促進します。

(2) 『守る・育む』景観まちづくり

○小岱山や有明海をはじめ本市を貫く菊池川、また江戸時代からの干拓工事によって築かれた広大な農地など、豊かで美しい文化的景観や自然的景観を多数有していることから、これらの景観の保全を推進します。

○大規模建築物や太陽光発電施設は、施設自体が周辺の景観に大きな影響を及ぼす可能性があることから、新規の立地に当たっては、それぞれの地域の景観に配慮するよう、一定のルールに基づいた立地を促進します。

(3) 『住みたくなる』『歩きたくなる』景観まちづくり

○玉名の景観を守り育むための行動・活動を、住みたくなる、歩きたくなるまちの創出に繋げるため、歴史的な景観、街並みの修景や、サイン整備を進めます。

○高瀬・裏川地区などの歴史的街並みが残る地区や、周辺整備が予定されている新玉名駅周辺地区、主要な幹線道路沿道では、地区の歴史や風景を鑑みて、建物の形態、色彩、看板などに配慮した街並み景観の形成を推進します。

○更なる修景整備や安全性の向上を図るべき路線については、併せて電線類の地中化を促進します。

(4) 『語ることができる』『訪れる』景観まちづくり

○景観・歴史を語り伝える人材の育成や景観資源・景観まちづくり等の情報発信を進め、市民が景観まちづくりに対して、一層、興味・関心・意欲を持てるように努めます。

6 安全・安心のまちづくりに関する方針

6.1 安全・安心のまちづくりの基本方針

近年発生した大地震、水害、高潮災害などにより、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている中、市民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、本市の地域性を踏まえた上で、各種災害に対する防災機能の強化、災害発生への人的対応力の強化など、だれもがどこでも安心して安全に暮らせる都市の実現に努めます。

また、今後も地球温暖化などによる台風の大型化、集中豪雨の多発、海面上昇などにより、防災施設の能力を超える洪水や高潮などが発生する恐れがあります。そこで、災害による被害をできるだけ最小限にとどめるため、平常時から防災戦略を立て、小中学校における防災教育や地域の防災意識の向上、自主防災組織の充実、防災情報の伝達・提供、避難体制の強化などを中心とした「減災」に向けた対策に取り組むなど、行政と市民、事業者などが一体となった災害に強いまちづくりの取組を計画的に推進します。

さらには、人口減少や少子・超高齢社会の到来によって一人暮らしのお年寄り世帯が増加し、過疎地や限界集落が発生する今後は踏まえ、犯罪や事故から市民を守り、また、生活インフラの維持に努め、安心して生活・都市活動を営むことができる社会の実現に向けたまちづくりを推進します。

6.2 安全・安心のまちづくりの具体的方針

(1) 各種災害に対する防災基盤の強化

- 自然災害と、それらが誘発する建物倒壊や火災などの都市災害は、完全に防ぐことは困難であり、被害拡大の阻止や災害規模の軽減に取り組む必要があります。そこで、被害の拡大抑制に向け、市内各地域の実情に応じた災害に強い都市施設整備を推進します。
- 多くの人々が訪れる市街地では、市民だけでなく観光客の避難も想定した防災対策が必要であり、大規模地震の発生に備え、建築物の耐震化や耐火・不燃化、老朽密集市街地の環境改善を促進するとともに、避難路や避難場所、延焼遮断帯^{*}となる道路、公園などの整備、避難所や医療機関などへの緊急輸送道路(通行機能)の確保を推進します。
- 水害の多発地帯においては、市民の生命や財産の安全性を確保するとともに、水田などへの浸水被害の防止に努めるため、河川改修の推進や無秩序な市街化の抑制に努めます。
- 山間部などにおいては、土砂災害警戒区域若しくは急傾斜地崩壊危険区域が部分的に指定されていることから、今後も引き続き原因地对策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。
- 学校施設は、地域住民の緊急避難場所としての役割を担っていることから、老朽化した校舎などの改修や改築について年次計画に基づき整備を図ります。
- 熊本地震の経験・教訓を踏まえて、新たな課題に対応する必要が生じた地域においては、これまで以上にハード対策(防護施設の整備など)とソフト対策(災害発生の事前、直前、直後、事後の情報提供、あるいは避難場所などの整備、被害軽減のための仕組みや設備の整備など)の両面から都市防災への強化を行い、安全・安心な都市の形成を進めます。

（２）災害発生に備えた事前準備（復興事前準備）

- 危機管理意識の啓発は、市、防災関係機関、自主防災組織などとの連携を強化し、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 災害時における自主的な防災活動が重要であることから、自主防災組織の更なる充実に努めるとともに、防災訓練などに市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。
- 平常時からの防災意識の高揚を図るため、防災無線の整備や連絡体系の構築、ハザードマップ※などによる情報提供・防災知識の普及など、平常時から被害の未然防止や減災などの災害予防対策に取り組みます。
- 本市は観光を地域の主要産業として位置付けていることから、観光客など玉名市の地形(地図)情報に詳しくない来訪者でも迅速な危険回避行動をとることができるよう、ピクトグラム(絵文字、絵単語、サイン)を用いた情報案内板の設置など、誰もがわかりやすい情報提示に配慮します。
- 災害時の倒壊・延焼等の被害が懸念される区域については、道路整備や建築物の耐震化・不燃化等の安全性の向上に向けた取組を推進します。
- 大規模災害によって市街地が壊滅するような事態を想定し、復興まちづくりによって目指す都市の将来像や、形成していく都市構造を、次の視点を踏まえ、検討します。

【復興まちづくりにおける対応方針】

1. 大規模災害発生前より災害に強いまちづくりを行う
2. 将来を見据え、持続可能な集約型都市構造を形成する

（３）防犯環境の整備と地域の防犯力強化への取組

- 安全で安心な生活を営むことができるよう、行政区、学校、家庭、職場への広報活動を充実させ、地域防犯組織の育成を図るなど、防犯対策の強化に努めます。
- 「玉名市空家等対策計画」に基づき、関係団体と連携し、市街地や集落の住宅街における死角や学校周辺をはじめとする危険箇所、防犯・防災上、危険性の高い空家等について把握するとともに、速やかな老朽危険空き家の除却を促進するための施策を状況に応じて検討していきます。また、対策が必要な場所については、行政区などの管理団体に防犯灯設置の補助制度の活用を働きかけるなど、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

(4) 交通安全の取組

- 市街地内や集落地内の生活道路においては、車両速度や通過交通の流入を抑制するとともに、交通量の多い幹線道路や通学路については、歩道を設置するなどして歩行者と車を分離し、安全な歩行空間と円滑な自動車走行空間の確保に努めます。
- 交通事故の危険性が高い場所については、警察署と連携して集中的な事故防止対策を実施するほか、高齢者や観光客などの歩行者が多い温泉街や商店街、住宅密集地においては、車両速度を抑制する道路構造の工夫と通過交通を発生させない交通規制の手法を組み合わせるなど、「人」の視点に立った交通安全対策を、引き続き、推進していきます。

(5) 地域コミュニティ維持への取組

- 中山間地域を中心とした過疎化や、身近に利用できる商店の減少といった社会情勢の変化に対応し、高齢者が地域から孤立したり、地域の日常生活に過度な負担がかかったりすることがないように、コミュニティの維持に努めます。



写真 防災訓練の様子

7 福祉のまちづくりに関する方針

7.1 福祉のまちづくりの基本方針

市民誰もが安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政が、また地域の中で市民同士が、お互いの立場・考え方を尊重し合い、支え合い・助け合いの気持ちをもって協力しながら取り組むことが大切です。

また、誰もが自らの能力を活かして、自立的に、安心して暮らし続けることができ、また、積極的に社会参加できる地域社会・地域空間の形成が今後一層求められます。

このような考え方から、市民・行政が協働して、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが安心して、かつ健康で元気に暮らし続けることのできる地域社会の実現に向けて、福祉のまちづくりを進めていきます。

7.2 福祉のまちづくりの具体的方針

(1) 九州看護福祉大学との連携

○九州看護福祉大学は、市内外から数多くの学生が集い交流する公設民営で設立された県北唯一の大学であるとともに、生涯学習や健康推進などの様々な情報の発信や地域との交流の拠点であることから、更なる交流機能の維持・向上を図ります。

(2) 公共公益施設の整備・改善

○公民館、図書館などの公共公益施設については、各種基準などに基づき、施設のバリアフリー※化を継続するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を図ります。

○民間の施設も含めて、不特定多数の人たちが利用する店舗などについてもユニバーサルデザインの考え方の普及を図るため啓発を行います。

(3) 市民のニーズに応じた住まいの確保

○市民誰もが、それぞれの必要に応じた住宅を確保できるような住宅施策を推進します。

○高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策の推進や、超高齢社会への対応や子育て世帯への支援に向けた賃貸住宅の立地誘導など、高齢者から子どもまで多様な世代が居住し交流できる住環境づくりを推進します。

○公営住宅の建て替えや老朽化が著しい既設公営住宅などの改修は、「玉名市公営住宅等長寿命化計画」に沿って計画的に実施するほか、公営住宅周囲の環境面も併せて整備を行い住みやすい住宅環境づくりに努めます。

(4) 地域福祉を担う人材・団体の活動促進

- 市民同士がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、心のバリアフリーを進めます。
- 地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会などの地域福祉活動に関わる様々な団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

(5) 地域福祉ネットワークの構築と拠点確保

- 本市には、地域福祉に関わる活動を行う様々な団体があり、地域福祉を推進するため、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりに取り組みます。
- 地域のネットワークや個々の団体などの活動を推進するため、活動拠点の確保が必要であり、既存の公共施設(保健センター、福祉センターなど)はもとより、地域の公民館・集会所、学校施設などの様々な社会資源を、これらの地域福祉活動の拠点として利活用できる仕組みづくりを進めます。

(6) 地域ぐるみの防犯・防災対策とユニバーサルデザインの推進

- 全ての市民が住み慣れたまちで安心して暮らすためには、障がいの有無や年齢などに関係なく、誰もが安全に活動できる環境づくりも重要な課題であることから、子どもや高齢者、障がい者などを虐待や犯罪、災害から守るための対策を地域ぐるみで進めていきます。
- 誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、今後のまちづくりにおいては、全ての人にとってやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に基づいて、道路や施設などの生活環境の整備や、移動手段の確保に取り組みます。



写真 「人権の花」運動



写真 伊倉ふれあいセンターでの講座の様子